

沖縄総合事務局における品質確保に向けた取り組み

内閣府沖縄総合事務局開発建設部
技術管理課長 与那覇 忍

目 次

1. 総合評価落札方式の取り組み（工事）
2. 総合評価落札方式の取り組み（業務）
3. 品質確保・生産性向上に向けた取り組み
4. 発注者支援業務の動向

沖縄総合事務局における 品質確保に向けた取り組み

沖縄総合事務局開発建設部
技術管理課長 与那覇 忍

「公共工事品質確保技術者(Ⅰ)(Ⅱ)」資格更新講習会

目次

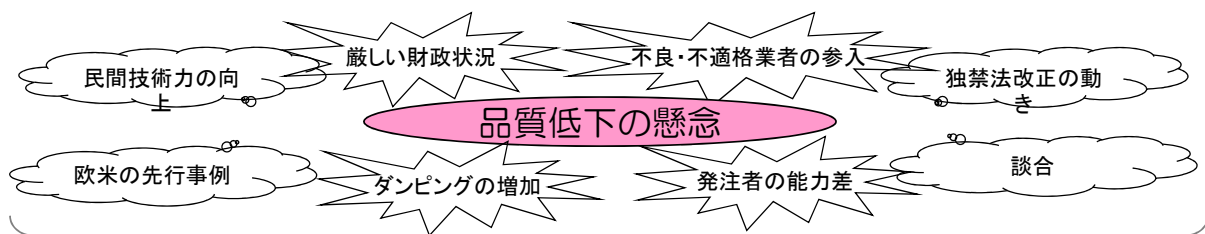
1. 総合評価落札方式の取り組み(工事)
2. 総合評価落札方式の取り組み(業務)
3. 品質確保・生産性向上に向けた取り組み
4. 発注者支援業務の動向

1. 総合評価落札方式の取り組み（工事）

- 1.1 公共工事の品質確保の促進に関する法律の概要
- 1.2 総合評価方式の概要
- 1.3 沖縄総合事務局における総合評価実施状況
- 1.4 沖縄総合事務局における工事の低入札状況
- 1.5 H23年度落札者の価格順位と技術評価順位の関係
- 1.6 沖縄総合事務局における総合評価落札方式の運用
- 1.7 あらたな取り組みの試行
- 1.8 透明性の向上

「公共工事品質確保技術者（Ⅰ）（Ⅱ）」資格更新講習会

1.1 公共工事の品質確保の促進に関する法律」の概要



『公共工事の品質確保の促進に関する法律』

1. 公共工事の品質確保に関する基本理念および発注者の責務の明確化

公共工事の品質は、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることにより確保されなければならないことを明記（第3条第2項）

2. 『価格のみ競争』から『価格と品質で総合的に優れた調達』への転換

・工事の経験等、技術的能力に関する事項を審査（第11条）
・技術提案を求める入札（第12条）
・技術提案についての改善が可能（第13条）
・技術提案の審査の結果を踏まえた予定価格作成（第14条）

3. 発注者をサポートする仕組みの明確化

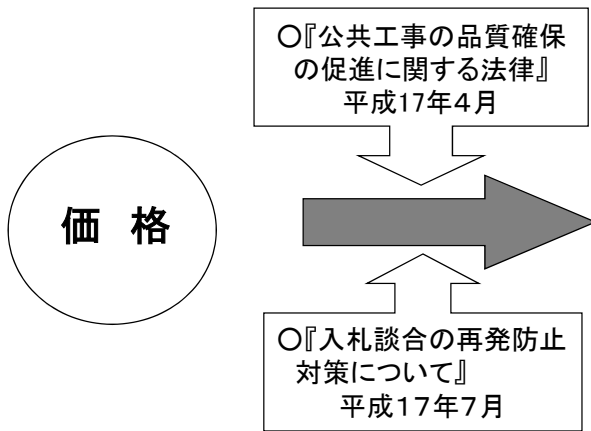
外部支援の活用による発注者支援（第15条）

政府の策定する「基本方針」に基づき、各発注者は必要な措置を講ずる（第9条）

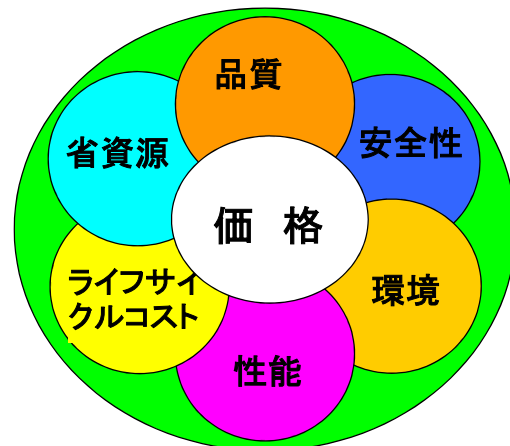
1.2 総合評価方式の概要（総合評価方式のポイント・意義）

・「価格」と「価格以外の要素」とを、総合的に評価して落札者を決定する方式

<価格競争>



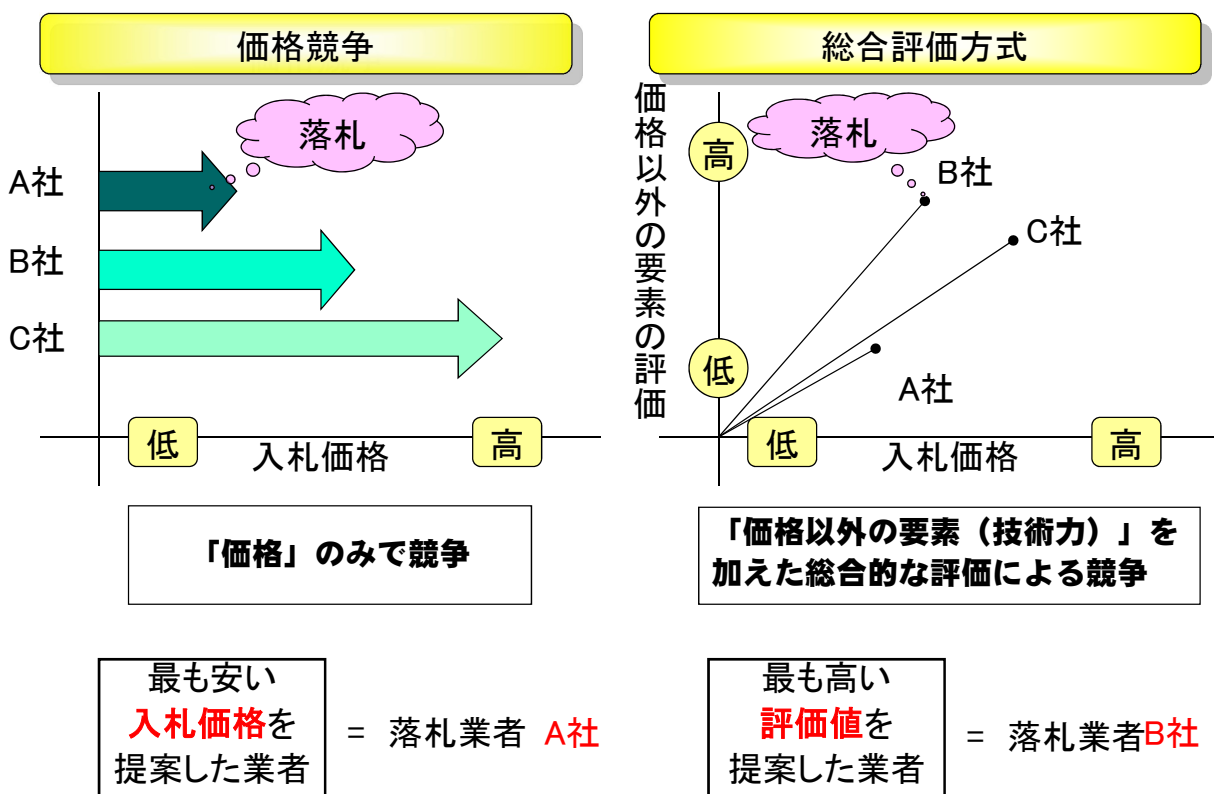
<総合評価>



- ◆ 技術的能力を有する者が施工することにより、**工事品質の確保・向上**が図られる。
 - ・ 工事目的物の性能の向上
 - ・ 長寿命化・維持修繕費の縮減・施工不良の未然防止等による総合的なコスト縮減 等
- ◆ 民間企業が技術力競争を行うことによりモチベーションの向上が図られ、**技術と経営に優れた健全な建設業が育成**される。
- ◆ 価格だけによらない競争が行われることにより、**談合が行われにくい環境が整備**される。

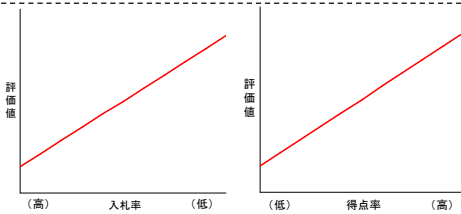
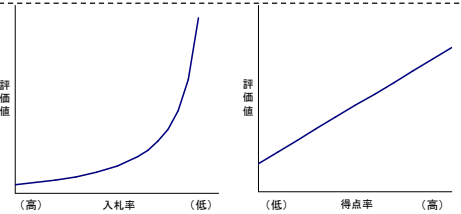
4

1.2 総合評価方式の概要（価格競争と総合評価方式）



5

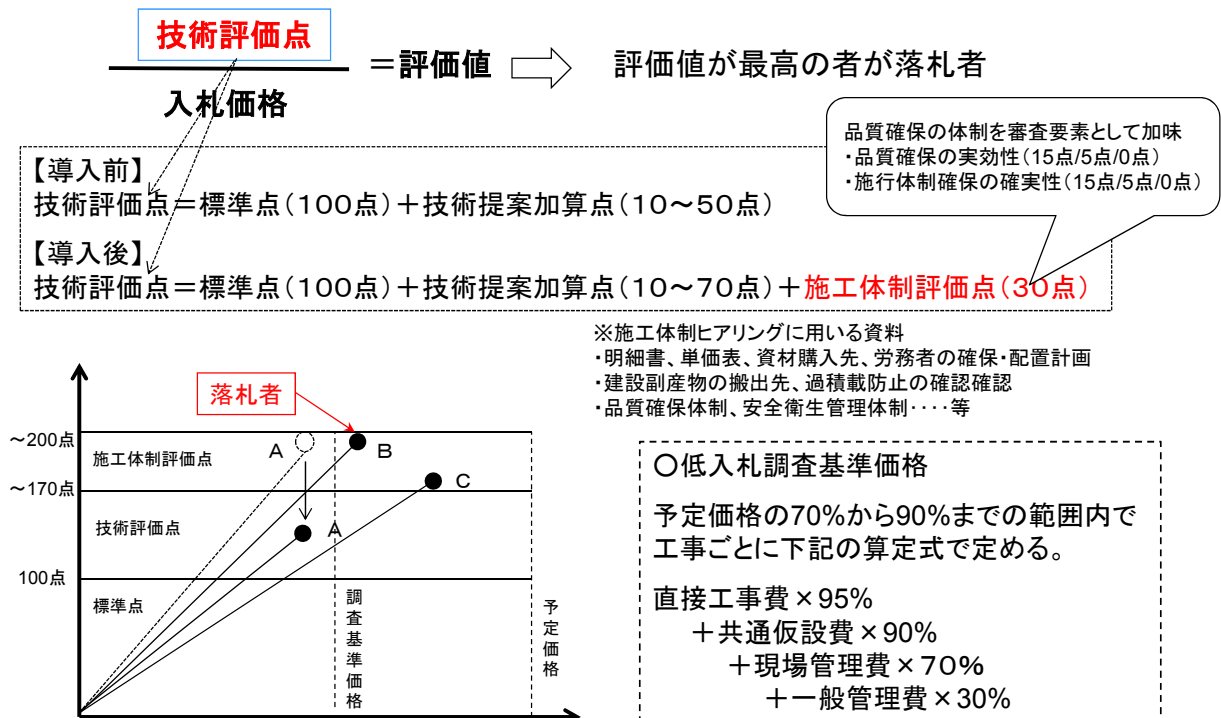
1.2 総合評価方式の概要（加算方式と除算方式）

	加算方式	除算方式
概念	<p>評価値 = 価格評価点 + 技術評価点 $= A \times (1 - \text{入札率}) + B \times \text{得点率}$</p> <p>入札率 = $\frac{\text{入札価格}}{\text{予定価格}}$ 得点率 = $\frac{\text{得点}}{\text{加算点満点}}$</p> <p>価格のみの競争では品質不良や施工不良といったリスクが懸念される場合に、施工の確実性を実現する技術力を評価することでこれらリスクを低減し、工事品質を確保する観点から、価格に技術力を加味する指標。</p>	<p>評価値 = $\frac{\text{技術評価点}}{\text{入札価格}} = \frac{\text{標準点} + \text{加算点}}{\text{入札価格}}$ $= \frac{100 + \text{加算点満点} \times \text{得点率}}{\text{予定価格} \times \text{入札率}}$</p> <p>VFM (Value for Money) の考え方によるものであり、技術提案により工事品質のより一層の向上を図る観点から、価格あたりの工事品質を表す指標。</p>
算定式 の 特性	 <p>得点率、入札率の項が独立しており、それぞれに対して評価値が一次的に変化する。</p> <p>↓</p> <p>工事の難易度、規模等に応じて価格と技術の配点を適切に設定することにより、品質向上(得点率の向上)と施工コスト削減(入札率の低下)のバランスがとれた応札が期待できる。</p>	 <p>得点率を上げても評価値は一次的にしか増加しない一方で、入札率を下げると評価値は累加的に増加する。</p> <p>↓</p> <p>得点率を上げるよりも入札率を下げる方が高い評価値を得やすいため、競争参加者は品質向上(得点率の向上)よりも、施工コストを下げる技術開発またはダンピングによる応札(入札率の低下)を行う傾向が強くなる。</p>

6

1.2 総合評価方式の概要（施工体制確認型）

総合評価落札方式において、調査基準価格を下回る応札者に対して品質確保体制を厳しく審査・評価し、技術評価点に反映させることによりダンピングによる品質の低下を排除。



7

1.3 沖総局における総合評価実施状況（実施率）

- ◆平成18年度から本格導入し、平成19年度以降の実施率は、ほぼ100%
- ◆総合評価方式以外は、競争参加者なしにより指名競争に移行したもの

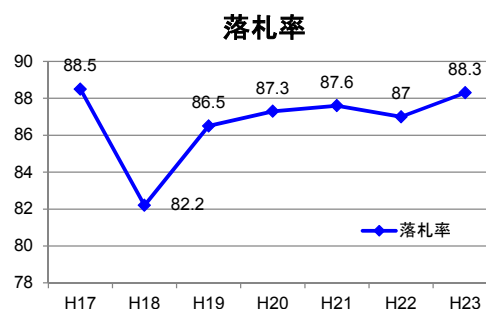
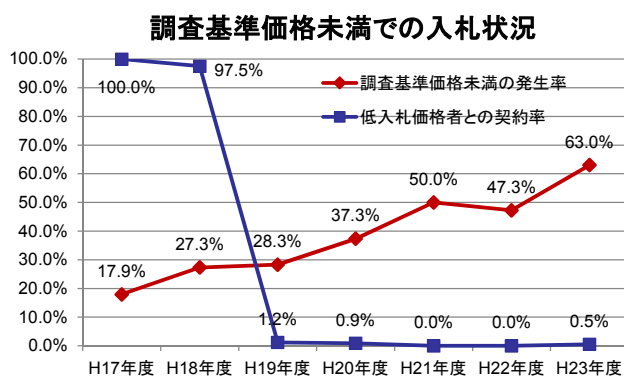
年度	発注件数 (A)	総合評価方式のタイプ			総合評価	
		簡易型	標準型	高度技術提案型	実施件数 (B)	実施率 (B)/(A)
H17年度	255	1		1	2	0.8%
H18年度	307	267	8	3	278	90.6%
H19年度	303	283	19	0	302	99.7%
H20年度	296	278	15	2	295	99.7%
H21年度	263	212	49	1	262	99.6%
H22年度	279	192	86	1	279	100.0%
H23年度	305	199	102	1	302	99.0%

※発注件数は、予定価格250万円以上で随意契約除く件数
 ※沖総局開建部では、H19年より一般競争入札の対象工事を250万円以上としている。

8

1.4 沖総局における工事の低入札状況

- ◆調査基準価格未満での入札があった工事件数は年々上昇し、平成23年度は63%発生
- ◆施工体制確認型(対象は1000万円以上の工事)を導入した平成19年度以降、調査基準価格未満入札者との契約は、特異なケースを除き0%

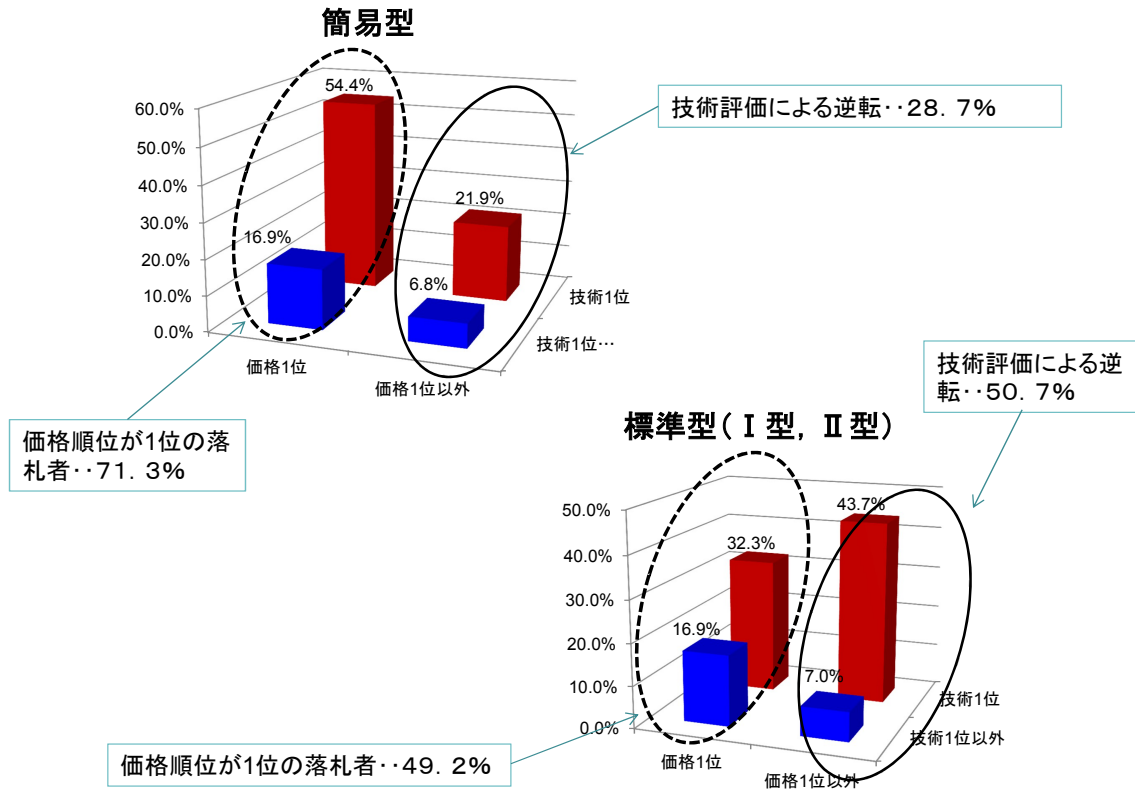


- ※1 H18年度に総合評価落札方式を本格導入
- ※2 H19年度にダンピング対策として施工体制確認型を導入。
- ※3 H20年、H21年、H23年と3度にわたり調査基準価格を見直し

年度	低入札調査対象工事件数	調査基準価格未満の件数	発生率	低入札価格者との契約件数	低入札価格者との契約率
平成17年度	240	43	17.9%	43	100.0%
平成18年度	293	80	27.3%	78	97.5%
平成19年度	297	84	28.3%	1	1.2%
平成20年度	292	109	37.3%	1	0.9%
平成21年度	262	131	50.0%	0	0.0%
平成22年度	273	129	47.3%	0	0.0%
平成23年度	292	184	63.0%	1	0.5%

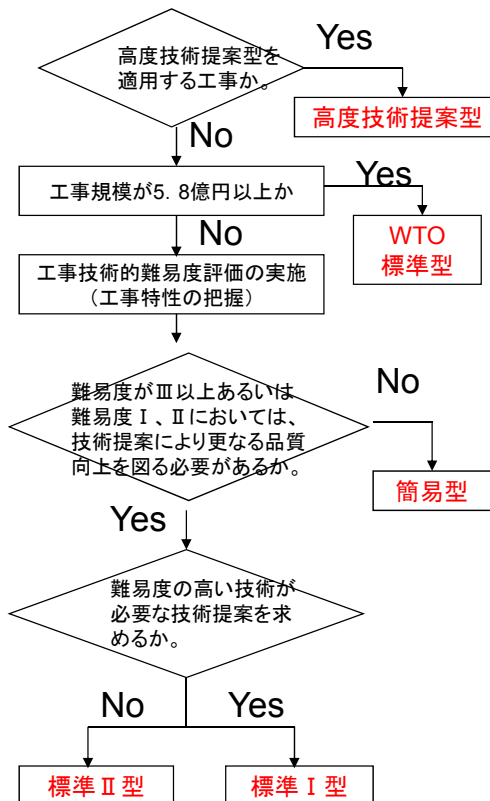
9

1.5 H23年度落札者における価格順位と技術評価順位の関係



10

1.6 沖総局における総合評価落札方式運用 (タイプ)



総合評価方式タイプ毎の評価事項及び配点

区分	評価事項	配点	評価点	
簡易型	①企業の技術力(技術提案(簡易な施工計画))	5	5点	
	②企業の技術力(施工能力)	25	25点	
	③企業の信頼性・社会性	5	10点	
	④地域課題への対応	5		
標準Ⅱ型	①企業の技術力(技術提案(施工計画))	20	20点	
	②企業の技術力(施工能力)	20	20点	
	③企業の信頼性・社会性	5	10点	
	④地域課題への対応	5		
標準Ⅰ型	②企業の技術力(施工能力)	10	20点	
	③企業の信頼性・社会性	5		
	④地域課題への対応	5	40点	
	⑤企業の高度な技術力(VE提案)	40		
高度技術提案型	⑤企業の高度な技術力(VE提案) ※①～④を評価しても良い(但し、WTO以外)	70	70点	70点
WTO標準型	⑤企業の高度な技術力(VE提案)	70	70点	70点

11

1.6 沖総局における総合評価落札方式運用（評価項目・配点）

タイプ毎の評価項目及び標準配点

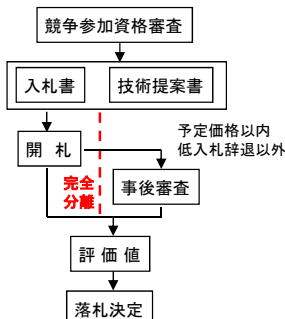
評価事項	評価項目	簡易型		標準Ⅱ型		標準Ⅰ型		高度技術提案型		備考		
		適用	配点	適用	配点	適用	配点	適用	配点			
①企業の技術力	技術提案(簡易な施工計画、施工計画、VE提案)	◎	5	◎	20	◎	40	◎	70			
②企業の技術力 (施工能力)	②-1 企業の施工実績	同種工事の施工実績	◎	5	◎	5	◎	5	-	-	簡易型のみ適用	
		同種工事の施工規模	◎	10	-	-	-	-	-	-		
		工事成績	◎	10	◎	10	◎	10	-	-		
		低入札工事の工事成績	◎	0~20	◎	0~20	◎	0~20	-	-		
		優良工事表彰	◎	5	◎	5	◎	5	-	-		
		工事事故等	◎	0~10	◎	0~10	◎	0~10	-	-		
		②-1小計		30		20		20	-	-		
	②-2 配置予定技術者の 能力	ヒアリング	資格(舗装施工管理技術者)	○	(5)	○	(5)	○	(5)	-	-	As工事のみ適用
			同種の施工経験	◎	5	◎	5	◎	5	-	-	
			工事成績	◎	20	◎	20	◎	20	-	-	
			優秀工事技術者表彰	◎	5	◎	5	◎	5	-	-	
			継続教育(CPD)の状況	◎	5	◎	5	◎	5	-	-	
			技術者の専門技術力	△	(5)	△	(5)	◎	5	◎	-	
		当該工事の理解度・取組姿勢	△	(5)	△	(5)	◎	5	◎	-		
	技術者のコミュニケーション力	△	(5)	△	(5)	◎	5	◎	-			
	②-2小計		35(55)		35(55)		50(55)	-	-			
	②合計		55(85)		55(75)		70(75)	-	-			
	②配点		25		20		10	-	-			
③企業の信頼性・社会性	地理的条件 社会的条件	地域内での拠点	△	(5)	△	(5)	△	(5)	-	-		
		近隣地域での施工実績	◎	5	◎	5	◎	5	-	-		
		不発弾処理対策の実績	◎	5	◎	5	◎	5	-	-		
		地元資材の活用率	◎	5	◎	5	◎	5	-	-		
		災害協定締結の有無	◎	5	◎	5	◎	5	-	-		
		基幹技能者の活用	◎	5	◎	5	◎	5	-	-		
		③小計		25(30)		25(30)		25(30)	-	-		
	③配点		5		5		5	-	-			
④地域課題への対応	地域技能の活用	県内業者の下請活用の有無	◎	5	◎	5	◎	5	-	-		
	加算点の配点合計		40点		50点		60点		70点			

12

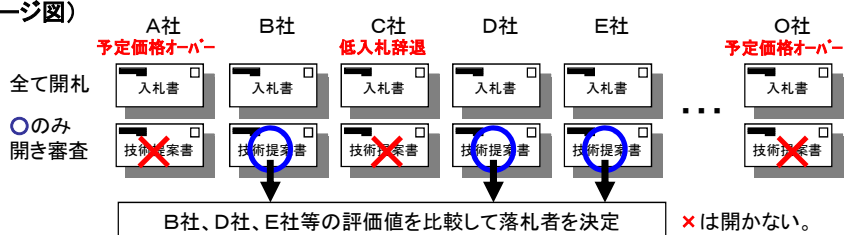
1.7 あらたな取り組みの試行（事後審査方式）

入札参加者が通常に比べ多く、かつ無効札が多いために技術審査の労力が無駄となっている課題に対し、**入札書と技術提案書を同時期の提出とし、入札価格が予定価格を超過した者等を除き技術提案を審査**する方式（無効者等の技術提案を審査しない方式）を平成23年度から試行している。

（手続きの流れ）



（イメージ図）



【受注者の効果】

- 配置予定技術者の確保期間が通常方式より短縮
公告～開札日までの期間が通常方式に比べ、約5日間短縮
(但し、質問～回答までの期間は従来どおり)
- 技術提案の検討期間が通常方式に比べ長い
公告～技術提案検討期間は通常方式に比べ約20日間増加

【発注者の効果】

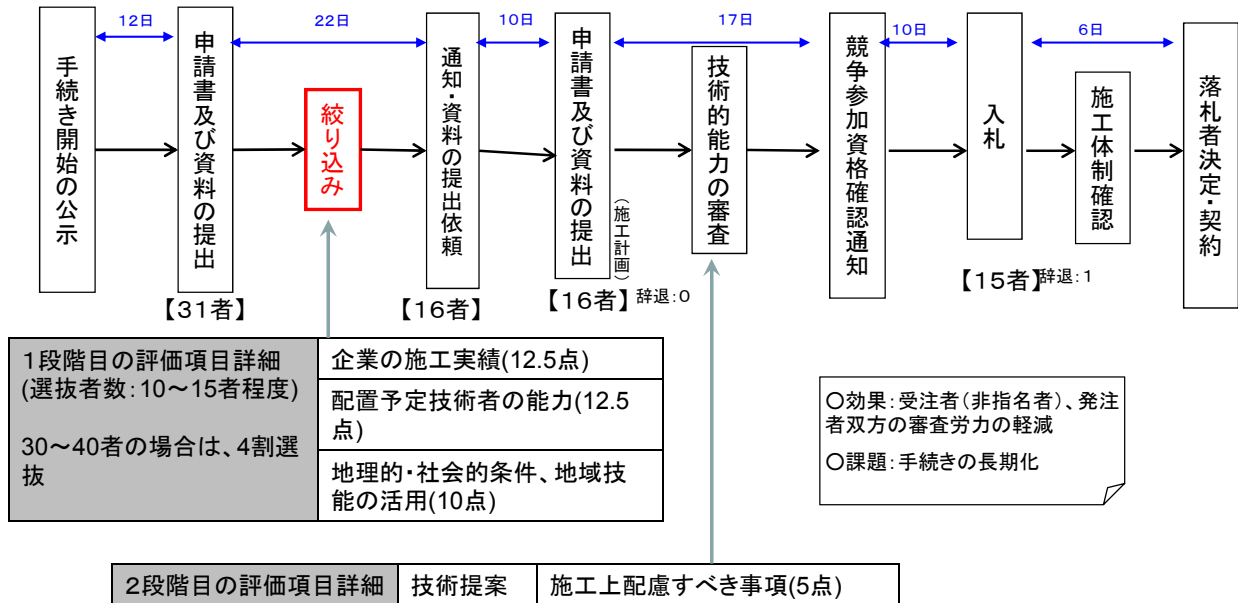
- 入札手続き期間の短縮
- 審査労力が約20～30%軽減

※受注者の効果、発注者の効果は、北陸地方整備局での分析結果

13

1.7 あらたな取り組みの試行（二段階選抜方式）

入札参加者が通常に比べ多く、かつ無効札が多いために技術審査の労力が無駄となっている課題に対し、**入札書と技術提案書を同時期の提出とし、入札価格が予定価格を超過した者等を除き技術提案を審査**する方式（無効者等の技術提案を審査しない方式）を平成23年度から試行している。



14

1.8 透明性の向上（技術提案等の採否の詳細通知）

◆ 技術提案における評価過程の透明性をより一層向上させる観点から、入札参加者に対する技術提案等の採否に関する詳細な通知、評価結果に関する問い合わせ及び面談を、平成22年度から実施。

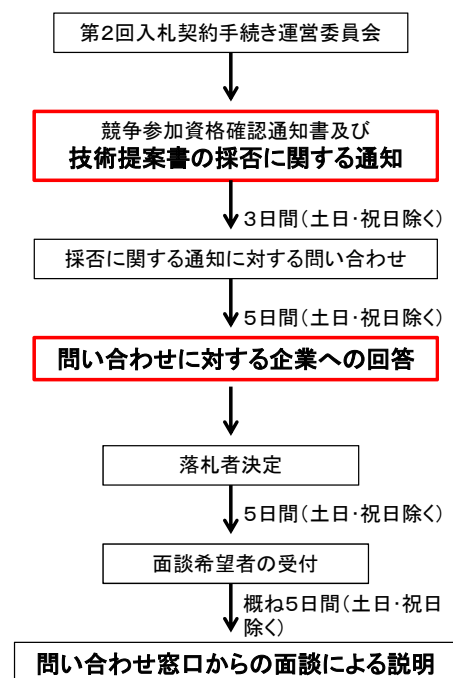
◆ 標準型（Ⅱ型・Ⅰ型）、高度技術提案型、WT方式が対象。

（通知の内容）

競争参加通知書に「○」「－」「－※」「×」を記載

- 「○」：加算点の付与の対象とする（実施義務有）
- 「－」：加算点の付与の対象としない（〃）
- 「－※」：加算点付与の対象としない（〃、但し、要協議）
- 「×」：実施不可

技術提案の評価内容に関する問い合わせ窓口
開発建設部 技術管理官



技術提案等の採否に関する詳細な通知フロー

15

2. 総合評価落札方式の取り組み（業務）

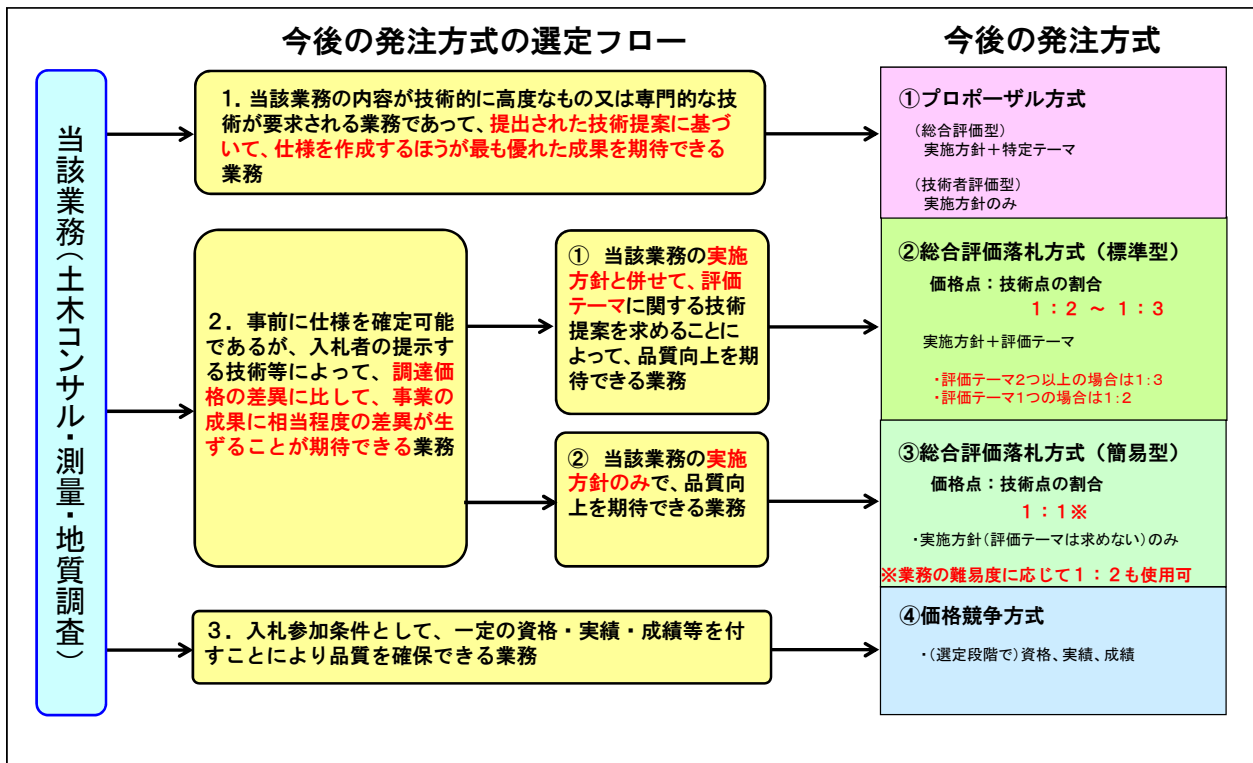
- 2.1 業務の入札・契約方式
- 2.2 業務の発注方式の選定フロー
- 2.3 標準的な業務内容に応じた発注方式事例
- 2.4 建設コンサルタント業務の契約状況
- 2.5 総合評価落札方式における低入札対策

「公共工事品質確保技術者（Ⅰ）（Ⅱ）」資格更新講習会

2.1 業務の入札・契約方式

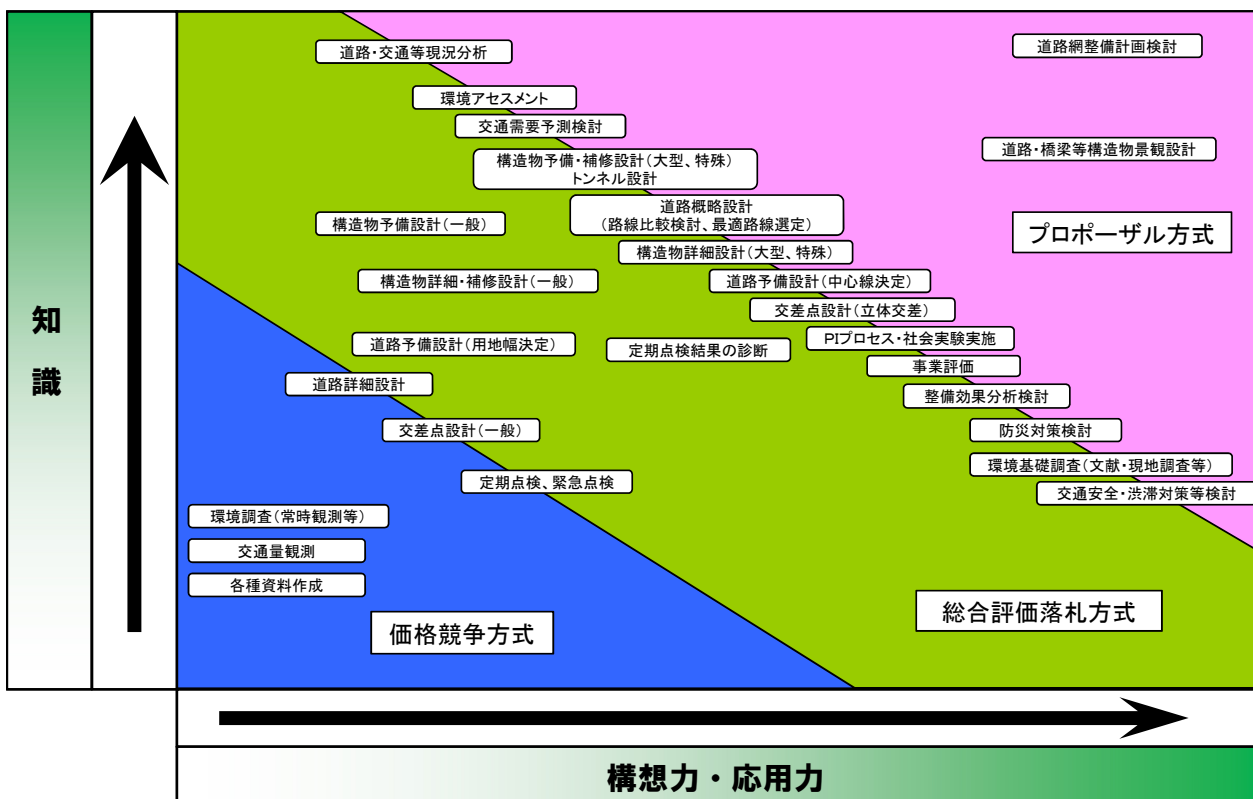
競争入札	価格競争	指名競争入札	価格
		簡易公募型競争入札	価格
		公募型競争入札	価格
	総合評価落札方式	一般競争入札 ※発注者支援業務	価格＋技術力
		簡易公募型競争入札	価格＋技術力
		公募型競争入札	価格＋技術力
随意契約	プロポーザル方式	標準プロポーザル	技術力
		簡易公募型プロポーザル	技術力
		公募型プロポーザル	技術力

2.2 業務の発注方式の選定フロー



18

2.3 標準的な業務内容に応じた発注方式 例（道路事業）



19

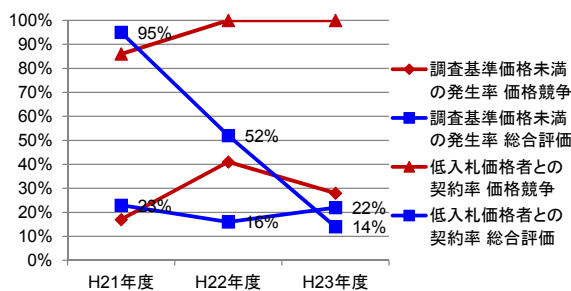
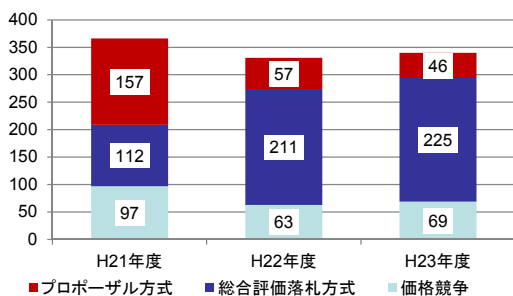
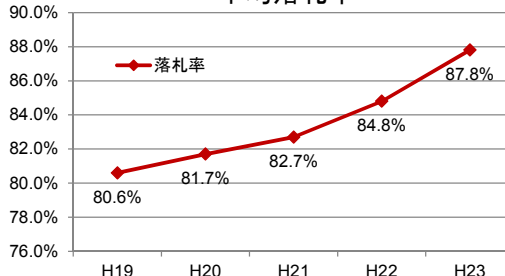
2.4 建設コンサルタント業務の契約状況

- ◆H23年度の建設コンサルタント業務の発注件数は340件。うち、価格競争方式が69件(20%)、総合評価落札方式が225件(66%)、プロポーザル方式が46件(14%)。プロポーザル方式が減り総合評価落札方式が増える傾向にある。
- ◆H23年度の平均落札率は87.8%。毎年上昇傾向にある。

業務の発注方式別契約状況

	H21年度	H22年度	H23年度
価格競争	97	63	69
	27%	19%	20%
総合評価落札方式	112	211	225
	31%	64%	66%
プロポーザル方式	157	57	46
	43%	17%	14%
合計	366	331	340

平均落札率



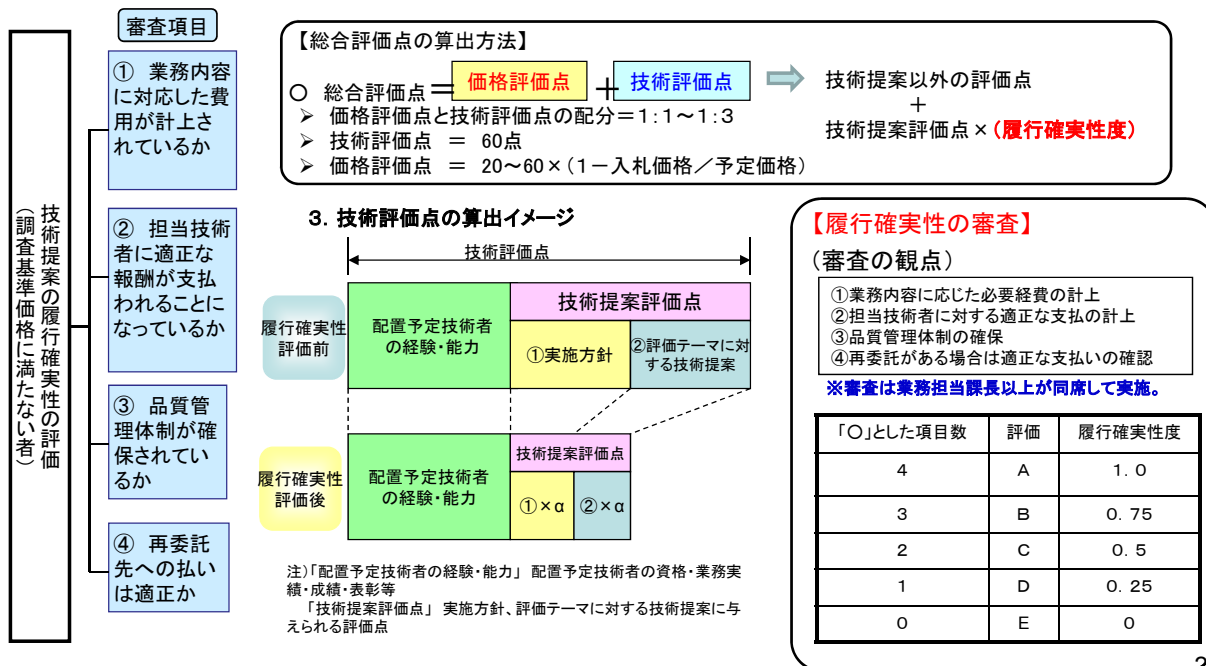
※予定価格100万円以上で随意契約、役務等を除く。

20

2.5 総合評価落札方式における低入札対策(履行確実性の審査)

履行確実性評価は、総合評価落札方式で入札が行われる予定価格が1,000万円を超える業務が対象

- 審査項目と内容** 以下の4項目について「履行確実性」の審査を行う。
- 評価方法** 審査結果を基に履行確実性の評価を行い、評価に応じて「履行確実性」を付与する。



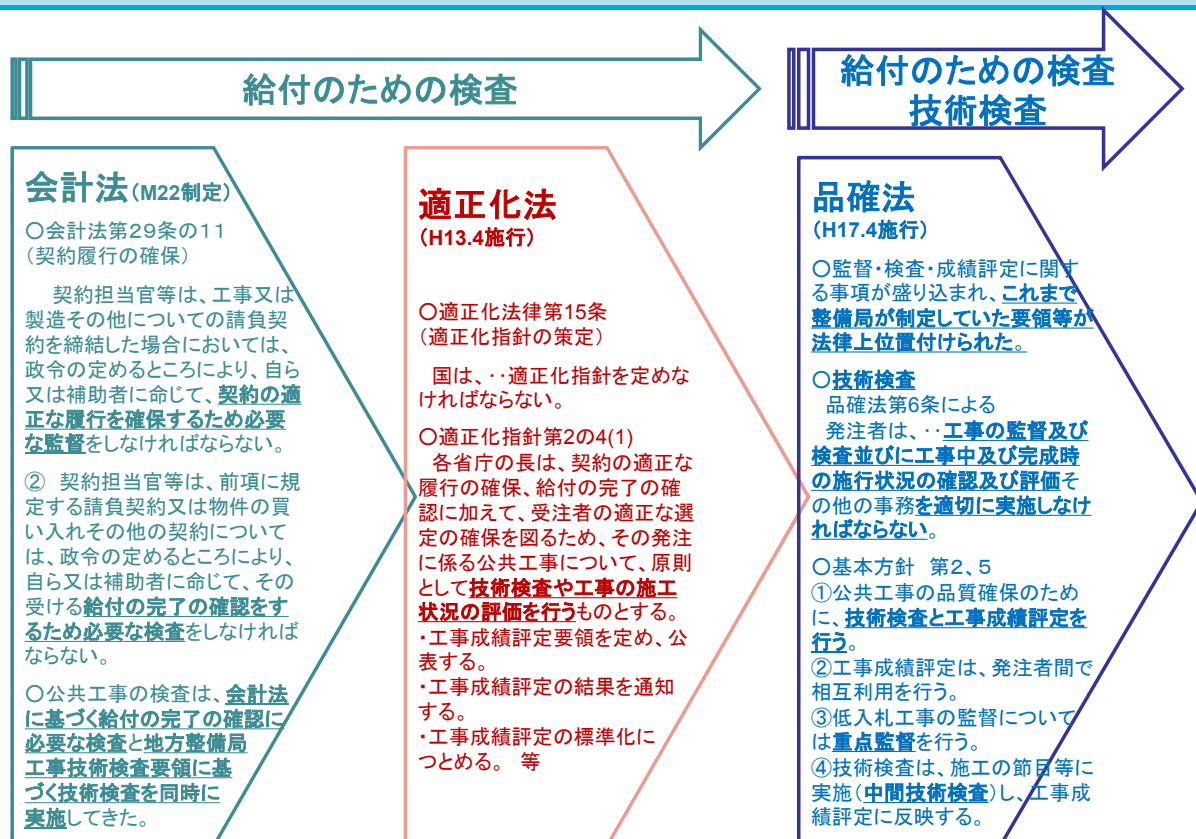
21

3. 品質確保・生産性向上に向けた取り組み

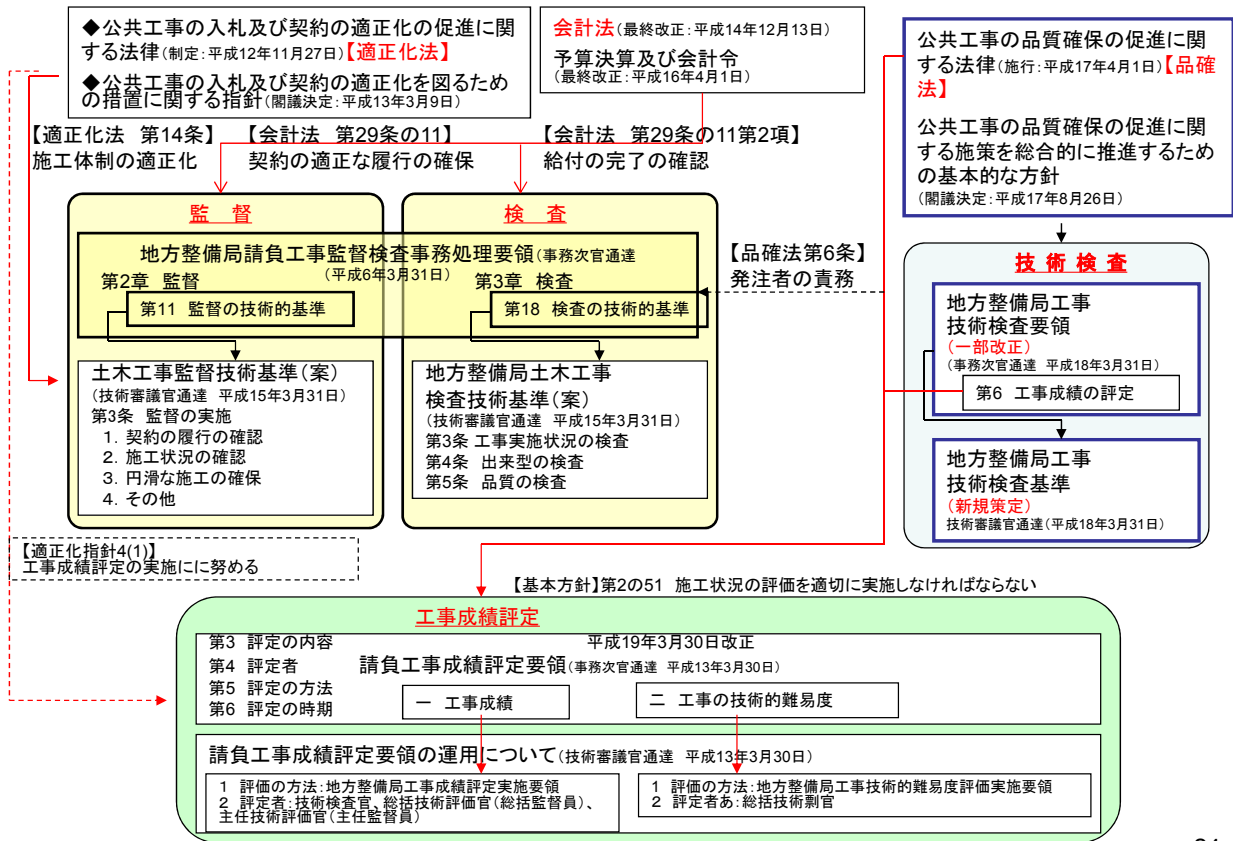
- 3.1 監督・検査の法的位置付け
- 3.2 監督・検査の体系
- 3.3 監督業務の内容
- 3.4 監督の方法
- 3.5 留意事項
- 3.6 生産性向上の取り組み

「公共工事品質確保技術者(Ⅰ)(Ⅱ)」資格更新講習会

3.1 監督・検査の法的位置付け



3.2 監督・検査の体系 (H18.4以降)



3.3 監督業務の内容

契約の履行の確保	施工状況の確認	円滑な施工の確保	その他
<ul style="list-style-type: none"> □契約図書の内容の把握 □施工計画書の受理 □施工体制の把握 □契約書及び設計図書に基づく指示、承諾、協議、受理等 □条件変更に関する確認、調査、検討、通知 □変更設計図書図面及び数量等の作成 □関連工事との調整 □工事把握及び工事促進指示 □工期変更の事前協議及びその結果の通知 □契約担当等への報告 ・工事の中止及び工期の延長の検討及び報告 ・一般的な工事目的物等の損害の調査及び報告 ・不可抗力による損害の調査及び報告 ・第三者に及ぼした損害の調査及び報告 ・部分使用の確認及び報告 ・中間前金払請求時の出来高確認及び報告 ・部分払請求時の出来形の審査及び報告 ・工事関係者に関する措置請求 ・契約解除に関する必要書類の作成及び措置請求又は報告 	<ul style="list-style-type: none"> □事前調査等 □指定材料の確認 □工事施工の立会い □工事施工状況の確認(段階確認) □工事施工状況の把握 □建設副産物の適正処理状況等の把握 □改造請求及び破壊による確認 □支給材料及び貸与品の確認、引き渡し 	<ul style="list-style-type: none"> □地元対応(事業損失等) □地元対応(騒音、振動等) □関係機関との協議・調整 	<ul style="list-style-type: none"> □現場発生品の処理 □臨機の対応 □事故等に関する措置 □工事成績の評定 □工事完成検査等の立会い □検査日の通知

○監督は、検査だけでは契約の給付内容の履行確認ができないものについて、その履行過程において、設計図書(施工図、特記仕様書、共通仕様書等)に基づき、施工状況確認、工程及び工事に使用する材料試験や品質確認等により良質な工事目的物を確保するものである。

○工事請負契約書第9条(監督職員)に、監督職員の位置付けがなされており、受注者側の現場代理人に対する指示、承諾または協議や設計図書の基づく立ち会い、工事の施工状況の検査または工事材料の試験もしくは検討等の業務を行うことが明記されている。

○なお、「公共工事の品質確保のための行動指針」(H10.2建設省)では、「工事の監督行為は、施工プロセスにおいて契約の履行状況を確認するために、必要な範囲内で段階確認行為を行う程度にとどめることを基本とし、**受・発注者間の責任分担を曖昧にするような無用な指示や協議、コスト増につながるような不要な確認等を行うべきでない。**」と明記されている。

3.4 監督の方法

土木工事監督技術基準より

監督の方法(監督行為)は、

- ・**指示**(発注者が受注者に実施させること)
- ・**承諾**(受注者申し出た事項の同意)
- ・**協議**(発注者・受注者対等の合議)
- ・**通知**(発注者が受注者に必要事項を知らせること)
- ・**受理**(受注者責任の書類の受取)
- ・**確認**(受注者提出資料の適合を発注者が確認し認めること)
- ・**立会**(発注者が臨場確認すること)
- ・**把握**(受注者提出資料の適合を発注者が認識すること。受注者に対して認めるものではない。)

を総称している。**書面による対応が基本**

★ **協議とは、書面により契約図書の協議事項について、発注者と受注者が対等な立場で合議し、結論を得ることをいう**

★ **承諾とは、受注者が監督職員に対し書面で申し出た施工上必要な事項について監督職員が書面により同意することをいう**

**協議は受注代金の変更も視野に入れる
(必要により打合せ簿に精算の明示)**

26

3.4 検査の内容・方法

1. 検査内容(土木工事検査技術基準等)

- ① 工事実施状況の検査: 契約の履行状況、工事施工状況、工程管理、安全管理、施工体制
- ② 出来型の検査: 位置、寸法、出来型管理の記録と設計図書の比較
- ③ 品質の検査: 品質、品質管理の記録と設計図書の比較
- ④ 出来映えの検査: 仕上げ面、外観などを目視観察
- ⑤ 成績評定等の作成: 工事成績評定、検査結果通知

2. 検査の実施方法

① 工事概要の把握

- ・監督職員→検査対象範囲、**技術提案**、受注者の履行状況・熱意・地元対応等
- ・受注者ヒアリング→施工計画内容、工事施工上の問題点とその対応等

② 工事実施状況の検査: 受注者ヒアリング、工事書類確認

- ・工程管理、安全管理、使用材料、施工状況、施工管理、環境対策、現場作業環境の確認

③ 出来形検査: 工事書類確認、現地で実測

- ・実測による確認、施工管理資料から出来形をみる(**出来型に係る資料(例えば、使用量等を計算した書類)のチェック、出来型管理資料と出来型写真との突き合わせ等**)

④ 品質検査: 工事書類確認、現地で実測等

- ・設計図書の品質・規格・機能・操作性を**満足する管理目標**を定め、自主的に管理し、**所定の品質・規格どおり施工されているか確認**。構造物が規格値を満足していること、**工程が安定していること**。

⑤ 出来映えの検査: 現地で目視確認

- ・一般的に出来映えのよくないものは、品質の面で注意が必要な場合が多い。出来型、品質ともに、**工事目的物が美しく機能的に仕上がっているかどうか**が重要。

27

3.5 留意事項（自主施工の原則）

■自主施工の原則（請負契約書 第1条 3（総則））

第3項は、施工方法等については、原則として、受注者がその責任において定めることを明らかにし、施工主体としての受注者の自主性を明文で保証したものである。したがって、発注者は、工事の特殊性、安全確保等のために必要がある場合には、設計図書において、施工方法等を指定することができるが、設計図書に施工方法等の指定をしていない場合には、受注者は、自己の責任において施工方法等を選択するものとし、**発注者が施工方法等の選択について注文をつけることは許されない。**このため、契約後に施工方法等の選択について発注者が注文をつける必要が生じた場合には、発注者は、第19条の手続きに従って設計図書を変更して、必要な施工方法等の指定をしなければならない。

28

3.5 留意事項（事業者の責務）

○臨機の措置（契約書第26条の1項、2項）

- ・災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置を取らなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、あらかじめ監督員の意見を聴かななければならない。
- ・また、そのとった措置の内容を監督員に直ちに通知しなければならない

○施工計画書（共通仕様書1-1-4）

- ・工事着手前に工事目的物を完成するために必要な手順（工事工程）や工法（施工方法、安全管理）等についての施工計画書を監督職員に提出しなければならない。

○工事中の安全確保（共通仕様書1-1-26）

- ・土木工事安全施工技術指針等を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。
- ・工事現場のイメージアップを図るため、現場事務所、作業員宿舎等の改善を行い、快適な職場を形成するとともに、地域との積極的なコミュニケーション及び現場周辺的美装化に努めるものとする。
- ・労働基準監督署等の関係者及び関係機関と緊密な連絡を取り、工事中の安全を確保しなければならない。

29

3.5 留意事項（発注者としての留意事項）

労働安全衛生法（第3条3）

建設工事の**注文者**等仕事を他人に請け負わせる者は、施工方法、工期等について、**安全で衛生的な作業の遂行をそ**こなうおそれのある条件を附さないように配慮しなければならない。

工事請負契約書（第1条3）

仮設、施工方法その他工事の**目的物を完成させるために必要な一切の手段**については、この契約書及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、**乙がその責任**において定める。

労働安全衛生法（第31条の4）

注文者は、その受注人に対し、当該仕事に関し、その指示に従って当該受注人の労働者を労働させたならば、この**法律又はこれに基づく命令の規定に違反することとなる指示をしてはならない**。

工事請負契約書（第26条） — 臨機の措置 —

乙は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。
監督職員は、災害防止その他工事の施工上特に必要があると認めるときは、乙に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

30

3.6 生産性向上の取り組み（背景、課題）

採算がとれなかった理由は、大きく以下の3つにわけられる。

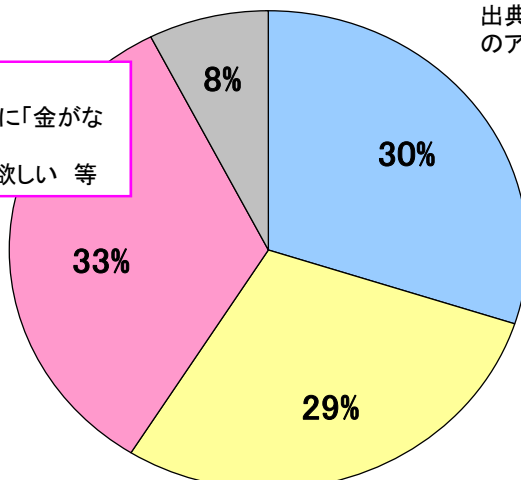
- ① 入札段階（当初から赤字覚悟）
- ② 施工段階（工程上の障害等）
- ③ 精算段階（資材・労務費等の上昇）

課題：
生産性向上

出典：全国建設業協会の2県協会のアンケート結果による

具体的な問題・要望

- ・ 施工させておいて、変更時に「金がない」というのはアンフェア
- ・ 変更理由を詳しく説明して欲しい 等



- 当初から赤字覚悟
- 工程上の障害等
- 資材・労務費の上昇
- その他

具体的な問題・要望

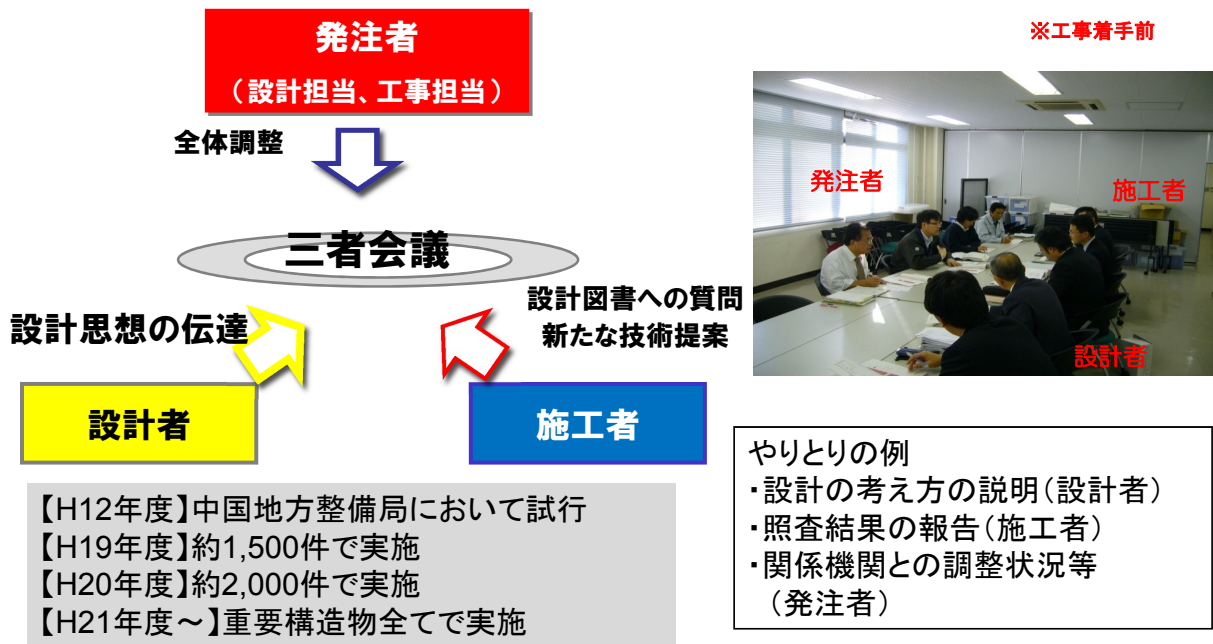
- ・ 地元調整が滞っていたり、図面と現場が異なっていた等の理由で着工が遅れた。
- ・ 協議事項については速やかに回答が欲しい 等

※ 133件の工事に対して調査
 （複数回答のため、回答総数は250件）

31

3.6 生産性向上の取り組み（三者会議）

工事目的物の品質確保を目的として、施工段階において、発注者（設計担当・工事担当）、設計者、施工者の三者による『三者会議』を実施し、**設計思想の伝達及び情報共有を図る取り組み**

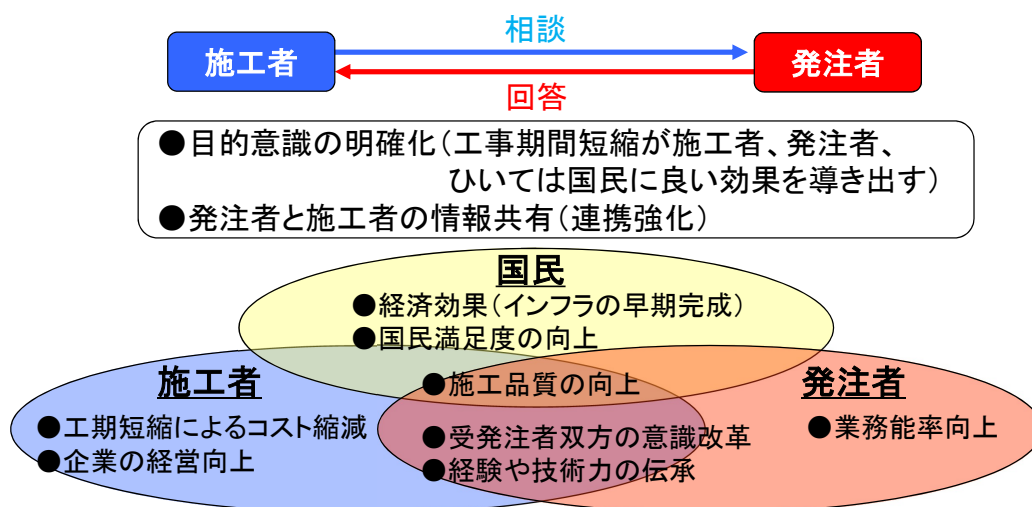


【H12年度】中国地方整備局において試行
 【H19年度】約1,500件で実施
 【H20年度】約2,000件で実施
 【H21年度～】重要構造物全てで実施

※沖縄での実績→H21(30件), H22(30件), H23(48件)

3.6 生産性向上の取り組み（ワンデーレスポンス）

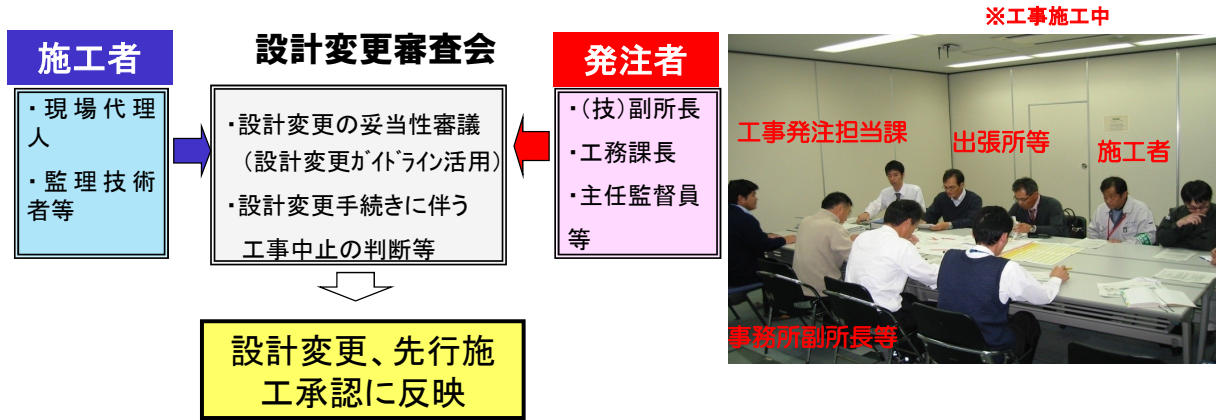
受発注者で問い合わせ等に対して、1日あるいは適切な期限までに対応することにより、待ち時間を最低限に抑える取り組み



【平成18年度】北海道で15件の試行工事を実施
 【平成19年度】全国の直轄工事約2,500件以上で実施、フォローアップ
 【平成20年度】フォローアップ結果を踏まえて、さらに対象工事を拡大
 【平成21年度～】全国の河川・道路の全ての直轄工事で実施

3.6 生産性向上の取り組み（設計変更審査会）

設計変更の手続きの透明性と公平性の向上及び迅速化を目的として、発注者と請負者が設計変更の妥当性の審議及び工事の中止等の協議・審議等を行う取り組み

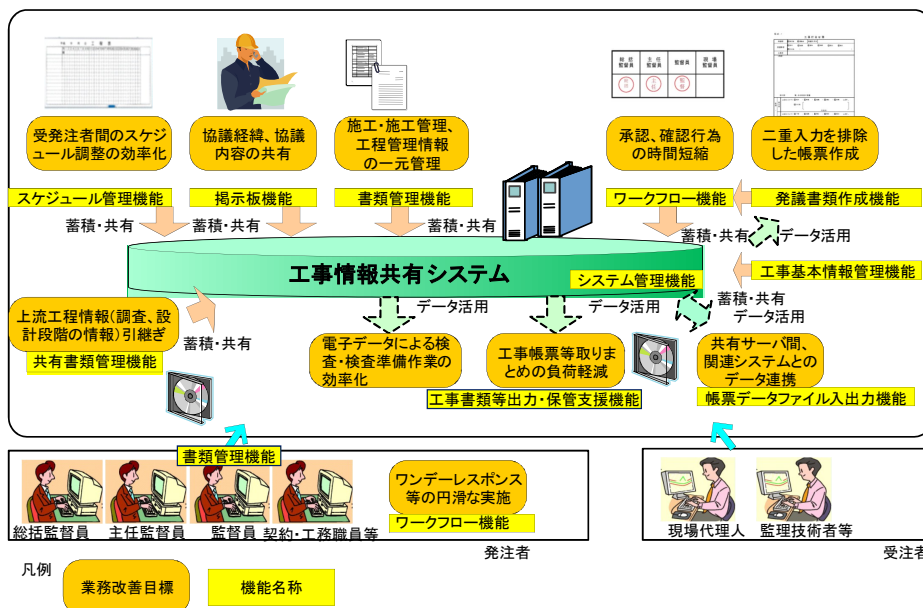


【H17年度】関東地方整備局において試行
 【H20年度】全ての整備局等で体制等の整備
 【H21年度】工事区分によらず対象にするなど、対象範囲を拡大
 【H22年度～】軽微なもの以外は対象

やりとりの例
 ・用地取得難航による施工方法の変更協議
 ・地下水位の変更に伴う土留め工法の変更
 ・天災等に伴う工事中止の判断及び中止に伴う増加費用の協議

3.6 生産性向上の取り組み（情報共有システム）

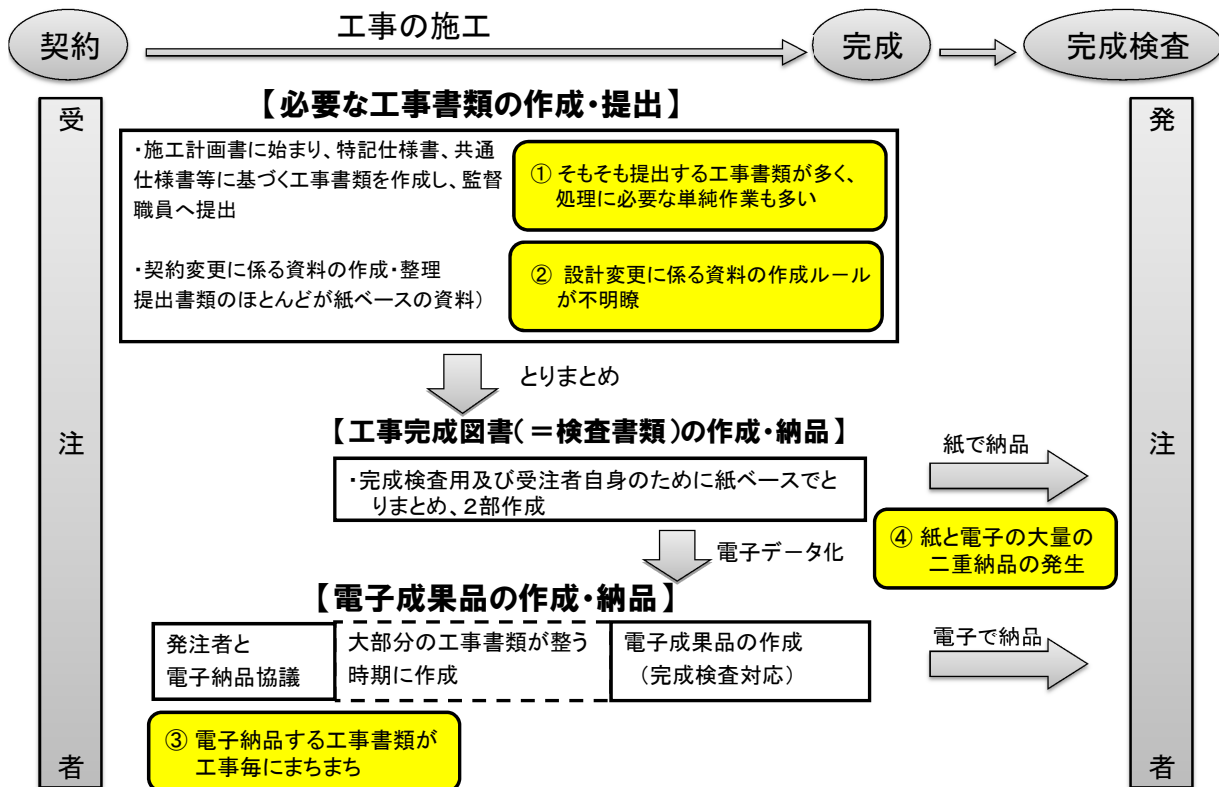
公共工事の施工中における、スケジュールや工事書類管理共有機能、決裁機能（ワークフロー）、電子納品データの作成支援機能を備えたアプリケーションソフトをインターネットを通じて公共工事の受発注者にレンタルする事業者のことであり、この事業者が提供するサービスを活用することにより効率的に情報共有する。



※沖縄総合事務局ではASP方式でなく、自前サーバー方式で、原則全ての工事で実施。

○情報共有システム試行工事件数
 H22年度 2,035件 ⇒ H23年度 3,292件 (伸率1.62)

3.6 生産性向上の取り組み（工事書類の作成に係る課題）



36

3.6 生産性向上の取り組み（業務効率化・電子納品等）

【課題①】: 提出する工事書類が多く、処理に必要な単純作業が多い

➡ 1. 提出する工事書類等のさらなる簡素化・削減

- ・「平成21年度土木工事書類作成マニュアル」の作成（北陸では「現場必携」の作成）、
- 「平成22年度 提出書類（工事関係書類一覧表）」の見直し、「平成23年度4月共通仕様書」の改訂

2. 情報共有システム(ASP)の活用による工事書類の電子処理化の実施と、紙で提出させないことの明確化による工事書類の削減

- ・工事書類の処理（提出、発議、決済）をインターネット経由で実施することで、受注者の単純作業（印刷、移動、整理等）を排除。H22.9「土木工事の情報共有システム活用ガイドライン」を策定し明記。

【課題②】: 設計変更に係る資料の作成ルールが不明瞭

➡ 1. 「設計変更ガイドライン」等に基づく資料のルールづくりを検討

- ・変更根拠資料・変更図面・変更数量計算書等において作成者や必要資料の明確化等の検討による改善

【課題③、④】: 電子納品する工事書類が工事毎にまちまちであり、紙と電子の二重納品が発生している

➡ 1. 電子納品のガイドライン・基準等の見直しによる二重納品の排除

- ・「電子納品等要領運用ガイドライン【土木工事編】」、
- 「工事完成図書の電子納品等要領」、「デジタル写真管理情報基準」の基準の改訂(H22.9)

2. 情報共有システムの活用と電子検査の実施による業務改善の実施。

- ・H22.9「土木工事の情報共有システム活用ガイドライン」を策定

4. 発注者支援業務の動向

- 4.1 平成24年度発注者支援業務の方針
- 4.2 平成24年度発注者支援業務等の要件

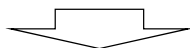
「公共工事品質確保技術者(Ⅰ)(Ⅱ)」資格更新講習会

4.1 H24年度発注者支援業務等の方針

全業務を「一般競争入札（総合評価落札方式）」

- 平成23年度発注者支援業務等について、全て一般競争入札（総合評価落札方式）で実施

民間企業の積極的な参加による競争性の向上を目的として、平成21年度より入札参加資格等の要件について大幅に**拡大**



- 平成24年度発注業務等についても、**全て一般競争入札**（総合評価落札方式）で実施

さらなる民間企業の積極的な参加による競争性の確保・向上を図るため、平成23年度より継続して**民間競争入札**、及び**複数年度契約の試行等**を実施

「民間競争入札」の導入

- 発注者支援業務等においては、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（公共サービス改革法）に基づく民間競争入札」により実施する。
- 民間競争入札の実施に当たっては、**内閣府に設置**された第三者委員会である「**官民競争入札等監理委員会**」による入札参加要件等の審議を経た上で実施要項を定めており、**更なる透明性、競争性の確保が期待**される。

4.2 H24年度発注者支援業務等の要件（応募要件等）

- ・ 応募要件である業務実績について、発注機関の拡大、業務分野の拡大を行うとともに、管理技術者の要件を緩和。

（１）企業及び管理技術者に求める実績要件

当該業務分野における技術力確保を目的とした実績（同種・類似業務）重視から、必要な技術力確保を目的とした実績要件への大幅な改善（緩和）をH21年度の業務発注時に実施済み。今年度も同要件。

- ・ 当初→国(当局)の同種業務（発注者支援業務）、過去5年間の同種
- ・ 現在→発注機関（国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社、公益法人、大規模な土木工事を行う公益民間企業）、過去10年間の同種又は類似（発注者支援業務全般、土木設計業務、調査検討業務、測量業務、地質調査業務 等）

（２）管理技術者に求める資格要件

一般的に認知されている資格で参加可能としており、基本的にはH22年度と同じ要件とする。

（３）中立公平性要件

発注者支援業務の受注者と業務の対象工事の受注者等との利益相反を防止するため、当該要件に対して必要な中立公平性要件を付する。

- ・ 資本面・人事面での制約
- ・ 工事に関する事後制限

（４）管理技術者の直接雇用関係

企業と管理技術者の直接雇用関係について、履行期間中の直接雇用関係を求める要件に平成21年度業務より緩和しており、今年度も同じ要件とする。

40

4.2 H24年度発注者支援業務等の要件（配置予定技術者）

（ア）配置予定管理技術者の資格等＜発注者支援業務＞

- ・ 技術士（総合技術監理部門（建設）又は建設部門）
- ・ 1級土木施工管理技士
- ・ 土木学会特別上級技術者、土木学会上級技術者又は土木学会1級技術者
- ・ （社）全日本建設技術協会が認定する公共工事品質確保技術者（Ⅰ）又は（Ⅱ）又は発注者が認めた同等の資格を有する者
- ・ R C C M（技術士部門と同様の部門に限る）

（イ）予定管理技術者に必要とされる同種又は類似業務等の実績

＜発注者支援業務＞

●：同種 ○類似

業務実績	業務内容	発注者支援業務等		
		工事監督支援	技術審査	積算技術
発注者支援※		●○	●○	●○
公物管理補助（発注者支援業務等）		○	○	○
C M業務		○	○	○
PFI事業技術アドバイザー業務		○	○	○
土木設計業務（概略・予備詳細設計業務）		○	○	○
土木工事（監理技術者）		○	○	○

※ 同種(●)は、国、都道府県、政令市、特殊法人等が発注した業務、類似(○)は、その他の機関が発注した業務。

41

4.2 H24年度発注者支援業務等の要件（配置予定技術者）

（ウ）恒常的雇用関係

- 配置予定管理技術者は、本業務の履行期間中（契約日から業務完了まで）に本業務の受注者と直接的雇用関係がなければならない。

（エ）手持ち業務量

- 予定管理技術者は、平成24年4月2日（平成24年4月2日以降に入札公告を行った業務については、当該公告日）現在の手持ち業務量（本業務を含まず、特定後未契約のもの及び落札決定通知を受けているが未契約のものを含む。さらに、複数年契約の業務の場合は、当該年の年割額とする。以下同じ。）が4億円未満かつ10件未満であること。
- ただし、手持ち業務とは管理技術者又は担当技術者（測量又は地質調査業務における主任担当者及び担当技術者、補償コンサルタント業務における主任担当者及び担当者、又は他の業種においてはこれらに相当する技術者を含む）となっている契約金額が500万円以上の業務をいう。
- 平成24年4月2日現在での手持ち業務のうち、国土交通省の所管に係る建設コンサルタント業務等（港湾空港関係を除く。）で調査基準価格を下回る金額で落札した業務がある場合には、手持ち業務量の契約金額を4億円未満から2億円未満に、件数を10件未満から5件未満にするものとする。

42

4.2 H24年度発注者支援業務等の要件（担当技術者）

- 担当技術者の資格要件については、特記仕様書に記載。

<【参考】発注者支援業務の要件>

業務種別	資格要件
工事監督支援 技術審査 積算技術 ※ 各業務の特性等により右記要件と異なる要件とする場合もあります。 詳細は、各業務の特記仕様書によります。	<ul style="list-style-type: none"> 技術士（総合技術監理部門（建設）又は建設部門） 技術士補（建設部門） 一級又は、二級土木施工管理技士 土木学会特別上級技術者、土木学会上級又は1級又は2級技術者 （社）全日本建設技術協会が認定する公共工物品質確保技術者（Ⅰ）又は（Ⅱ）又は発注者が認めた同等の資格を有する者 RCCM（技術士部門と同様の部門に限る） 地方公共工物品質確保促進協議会会長が認定した支援管理技術者Ⅰ又はⅡ（業務により異なるので特記仕様書を確認） 同種又は類似業務の実務経験が1年以上の者 河川又は道路関係の技術的行政経験を10年以上有する者

43